|  |
| --- |
| **2024年度 高校生等海外進学支援事業****に係る企画提案公募要領** |

大阪府では、国際競争に勝ち抜くために必要なトップレベルのグローバル人材の育成に資するため、「高校生等海外進学支援事業」を実施します。

この事業については、より効果的・効率的に実施するため、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用 し、仕様書に定める業務を受託する事業者を企画提案公募により募集します。

 本事業は「令和６年２月定例府議会大阪府一般会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付の事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しません。

**１　事業名**

　　　高校生等海外進学支援事業（通称：おおさかグローバル塾）

1. 事業の趣旨・目的

　　大阪が国際競争に勝ち抜くために必要な、世界で活躍できるトップレベルのグローバル人材の

育成を目的として、海外の大学での学位取得をめざす大阪府内在住の高校生等を対象に、海外進学に対応できる英語力や高度なコミュニケーション力等を身に付ける講座、夏休み期間の英国・リーズ大学での短期留学に加え、受講生個々に合わせたきめ細かな進路指導や将来の活躍への意識向上などを行う総合的な海外進学支援プログラムを実施します。

　（２）業務委託期間

契約締結日から令和７年３月31日まで

（３）事業概要

別紙「仕様書」のとおり

　（４）委託上限額

３４,１７６千円（消費税及び地方消費税を含む）

**２　スケジュール**

令和６年２月15日（木）午後２時　　　　　　　　　　公募開始

　令和６年２月15日（木）～令和６年３月15日（金）　 説明会（インターネットによる動画配信）

　令和６年３月１日 （金）午後５時 　　　　　　　　　　質問受付締切

　令和６年３月15日（金）正午　　　　　　　　　　　　提案書類提出締切

　令和６年３月25日（月）（予定） 　　　　　　　　　　選定委員会

　令和６年４月初旬 （予定） 　 　　　　　　契約締結

　令和７年３月31日（月） 　　　　　　事業終了

**３　公募参加資格**

次に掲げる要件を全て満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあっては、構成員全員が該当すること。

（１）次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第３条第３項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第１項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第32条第１項各号に掲げる者

ク　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第１項又は第２項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第１項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第１項又は第２項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第１項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（３）府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。

（４）府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近

１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

（５）消費税及び地方消費税を完納していること。

（６）大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。

（７）次のアからウのいずれにも該当しない者であること。

ア　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令

和２年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。）第３条第１項に規定する入

札参加除外者（以下「入札参加除外者」という。）

イ　暴力団排除措置規則第９条第１項に規定する誓約書違反者（以下「誓約書違反者」という。）

ウ　暴力団排除措置規則第３条第１項各号のいずれかに該当すると認められる者

（８）府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第２条第４項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

**４　応募の手続き**

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「３　公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

（１）公募要領の配布及び応募書類の受付

　　ア　配布期間

　　　　令和６年２月15日（木）から令和６年３月15日（金）正午まで

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

　　イ　配布場所及び受付場所

　　　　大阪府府民文化部都市魅力創造局国際課国際化推進グループ

　　　　所在地　：大阪市住之江区南港北１－14－16

大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

　　　　電話番号：06-6210-9290

ウ　配布方法

　　　　上記「イ　配布場所及び受付場所」で配布するほか、国際課ホームページ

（ [https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/proposal24/index.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/proposal23/index.html) ）からダウンロードできます。

（郵送による配布は行いません。）

エ　受付期間

　　　　令和６年２月15日（木）から令和６年３月15日（金）正午まで

　　　　※郵送の場合は、令和６年３月13日（水）必着

　　　　（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後１時を除く。）

　　オ　提出方法

書類は、郵送又は受付場所に持参してください。電子メールによる提出は認めません。

【郵送の場合】

・書留郵便等の配達記録が残る方法で**令和６年３月13日（水）必着**にしてください。

・発送時に、必ず電話にて当課（06-6210-9290）あてに、発送の連絡をお願いします。

【持参の場合】

・事前に、必ず電話にて当課（06-6210-9290）あてに、持参の連絡をお願いします。

カ　費用の負担

　　　応募に要する経費は、全て応募者の負担とします。

（２）応募書類

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 様 式 名 | 内　　　　容 | 提 出 部 数 |
| 様式１ | 応募申込書 | 原本１部、両面コピー4部 |
| 様式２ | 企画提案書（下部に通しページ番号を付けること） | 原本１部、両面コピー4部 |
| 様式３ | 応募金額提案書 | 原本１部、両面コピー4部 |
| 様式４ | 類似事業実績申告書（過去に実施した類似実績がある場合のみ別途詳細資料５部と併せて提出） | 原本１部、両面コピー4部 |
| 様式５－１ | 【共同企業体で参加の場合】共同企業体届出書 | １部 |
| 様式５－２ | 【共同企業体で参加の場合】共同企業体協定書の写し | １部 |
| 様式５－３ | 【共同企業体で参加の場合】委任状 | １部 |
| 様式５－４ | 【共同企業体で参加の場合】使用印鑑届 | １部 |
| 様式６ | 障がい者雇用状況報告書・常用労働者の総数が43.5人未満の場合のみ提出・常用労働者が43.5人以上の場合は、公共職業安定所に提出した「障害者雇用状況報告書」（令和５年６月１日現在の状況について記載したもので公共職業安定所の受付印のあるもの）の写し（電子申請により提出された場合は、申請書をプリントアウトしたもの） | １部 |
| 様式７ | 誓約書（参加資格関係） | １部 |
| ― | 応募書類（様式１～７）の電子媒体（CD-R等） |

（下表の書類は、各１部提出のこと。）

|  |  |
| --- | --- |
| 書 類 名 | 内　　　　容 |
| 別添ア | 定款又は寄付行為の写し（原本証明） |
| 別添イ | ①【法人の場合】法人登記簿謄本・発行日から３か月以内のもの②【個人の場合】本籍地の市区町村が発行する身分証明書・発行日から３か月以内のもの・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの③【個人の場合】法務局が発行する成年後見登記に係る「登記がされていないことの証明書」・発行日から３か月以内・成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないことが分かるもの |
| 別添ウ | 納税証明書・発行日から３か月以内・未納がないことの証明であること①大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書・大阪府内に事業所がない場合、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するもの②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書 |
| 別添エ | 財務諸表の写し（１部：最近１か年のもの、半期決算の場合は２期分）①貸借対照表②損益計算書③株主資本等変動計算書 |
| 別添オ |  監査役、監事若しくは会計監査人の監査報告書の写し |
| 別添カ | 法人税申告書・地方法人税申告書のうち以下の添付書類・別表一、四、五の一、五の二、十五・「勘定科目内訳明細書」のうち、「役員報酬手当等及び人件費の内訳書」及び「雑益、雑損失等の内訳書」 |

（３）応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

　　なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

（４）応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

（５）その他

ア　応募は１者１提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

　　イ　応募書類は、以下のように提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 応募書類 | 提出方法 | 提出部数 |
| 様式１～様式４ | Ａ４ファイルに綴って原本１部、両面コピー４部提出**（コピーのうち３部については、個人名及び事業者名、社章などを黒塗りする等して、応募者が特定できないようにしてください。（表紙及び背表紙含む。））** | 計５部 |
| 様式５－１～様式７及び別添ア～カ | Ａ４ファイルに綴って１部提出 | １部 |

※応募書類（様式１～７）は電子媒体（CD－R等）での提出もお願いします。

　　ウ　ファイルの表紙及び背表紙には提案事業名を記入してください。

　　　　＜記入例＞「高校生等海外進学支援事業」提案書

　　エ　書類提出後の差し替えは原則認めません。

　　オ　提出書類に虚偽の記載をした者は、本件への参加資格を失うものとします。

**５　説明会（インターネットによる動画配信）**

本業務の詳細に関する説明動画をインターネットで配信します。

提案予定者は可能な限り視聴してください。

（１）動画配信期間

令和６年２月15日（木）午後２時から令和６年３月15日（金）正午まで

（２）開催方法

　　事前に収録した説明会動画をYouTube（限定公開）にて配信

（申込みいただいた方に、別途視聴用URLをご連絡いたします。）

（３）申込方法

・電子メール（メールアドレス：osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp）で、

件名に「【説明会申込】高校生等海外進学支援事業」、

本文に「①事業者名　②参加者職・氏名　③連絡先」を明記の上、申込みください。

　　・電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（電話連絡:土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで｡正午から午後１時を除く。）

※電子メール以外（口頭、電話等）による申込みは受け付けません。

　　　※説明会は事前収録のため質疑応答の時間は設けておりません。

質問がある場合は、下記「６　質問の受付」の方法により提出してください。

（４）説明会への申込期限

　　令和６年３月14日（木）正午まで

**６　質問の受付**

（１）受付期間

令和６年２月15日（木）から令和６年３月１日（金）午後５時まで

（２）提出方法

電子メール（メールアドレス： osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

なお、「件名」に「質問：高校生等海外進学支援事業（事業者名）」と明記してください。

　　ア　電子メール送信後、必ず電話連絡をお願いします。

（電話連絡：土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後５時まで。正午から午後

１時を除く。）

イ　電子メール以外（口頭、電話等）による質問は受け付けません。

ウ　質問への回答は、令和６年３月７日（木）までに国際課ホームページ

（ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/proposal24/index.html> ）に掲示し、個別には回答しません。

**７　審査の方法**

（１）審査方法

　ア　（２）の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者（及び次点者）を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ　審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査にはパワーポイント等の機材は使用できませんのでご了承ください。

・選定委員会開催日　令和６年３月25日（月）（予定）

※詳細については、別途連絡します。

　・選定委員会場所　　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）内

　　　　　　　　　　　※選定委員会開催日に選定委員会場所に出席が難しい場合は、

オンライン会議システムMicrosoft Teamsでの出席も可能。

オンラインでの出席を希望の場合は、令和６年３月15日（金）正午ま

でに、電子メール（osakaglobal@gbox.pref.osaka.lg.jp）にてご連絡

ください。なお、電子メール送信後は、必ず電話連絡をお願いします。

ウ　最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

 　エ　最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

（２）審査基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査内容 | 仕様書「9企画提案を求める事項」の該当項目 | 配点 |
| 事業目的及び内容の理解度 | ・事業目的及び内容に関する理解・知識が十分にあるか。 | 提案全体 | 10点 |
| 事業の実施体制 | ・事業の実施に必要なスキルを有した人員を配置し、各受講生に対し適切な時期に適切な海外進学サポートができる体制となっているか。 | (1)実施体制①、③ | ５点 |
| ・事業（短期留学、短期留学の代替プログラムを含む）を円滑かつ安全に実施できる体制となっているか。 | (1)実施体制② | ３点 |
| ・令和５年度修了生に対しプログラム修了後も継続的かつ　適切な海外進学サポートができる体制となっているか。 | (1)実施体制④ | ３点 |
| ・過去の類似事業実績（現場での経験等）を豊富に有しており、長期プログラムの実施に耐えうる経営・財務状況か。 | ― | ６点 |
| 提案内容の妥当性及び充実度 | ・受講生の選考方法及び選考基準は適切かつ具体的でわかりやすいものとなっているか。 | (2)受講生選考①、② | ３点 |
| ・海外進学スケジュールに合わせ、効果的な時期に効率的に実施できるスケジュールとなっているか。 | (3)ｽｹｼﾞｭｰﾙ①、② | ３点 |
| ・実施計画において、最新のIELTS試験や海外進学等に関する情報を反映した上で、具体的かつ明確に策定されており、柔軟性があり効果的で実現性が高い提案内容となっているか。 | (4)ｶﾘｷｭﾗﾑ① | ８点 |
| ・修了時に受講生の90％がIELTSスコア5.5以上を達成し、海外進学に必要な英語レベルを習得できる内容となっているか。 | (4)ｶﾘｷｭﾗﾑ② | ８点 |
| ・受講生の考える力、伝える力、聞く力を育て、ディスカッション力、ディベート力、プレゼンテーション力などのコミュニケーション力を強化できる内容になっているか。 | (4)ｶﾘｷｭﾗﾑ③ | ５点 |
| ・受講生の積極性を高め、国内進学と迷う受講生も含め海外進学へのモチベーションを高める内容となっているか。 | (4)ｶﾘｷｭﾗﾑ④ | ５点 |
| ・受講生（保護者及び府内高校教員含む）の海外進学に対する目的意識を高めるとともに、受講生の海外進学後の将来のキャリア形成の観点も踏まえた海外進学のための効果的な進路指導、進学相談等を行う内容となっているか。 | (4)ｶﾘｷｭﾗﾑ⑤ | ８点 |
| ・受講生の将来の活躍を見据えた上で、大阪の国際化に貢献しうる人物の育成に努める内容となっているか。 | (4)ｶﾘｷｭﾗﾑ⑥ | ５点 |
| 評価体制 | ・適切な時期、方法で効果検証・評価を実施し、事業の改善ができる体制となっているか。 | (5)評価体制①～③ | ５点 |
| 広報活動 | ・事業の周知や出願者を募る方策が効果的で実現性の高い内容になっているか。 | (6)広報活動①、③ | ５点 |
| ・次年度以降の受講生対象者（保護者及び府内高校教員含む）に対し、プログラム内容を十分に周知できる広報スケジュールを年間通じて計画しているか。 | (6)広報ｽｹｼﾞｭｰﾙ　　②、③ | ５点 |
| 価格点 | 価格点の算定式満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格 | ― | 10点 |
| 府施策への協力(障がい者雇用) | ・常用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、常用労働者43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。※共同企業体の場合は、構成員全ての企業において上記人数を雇用していることを加点の要件とする。 | ― | ３点 |
| 合　計 | 100点 |

（３） 審査結果

　ア　契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、応募いただいた全応募者に通知します。

イ　選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を国際課ホームページ

（ <https://www.pref.osaka.lg.jp/kanko/proposal24/index.html> ）において公表します。

応募者が２者であった場合の次点者の評価点は公表しません。

①　最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点　＊品質点及び価格点・提案金額

②　全提案事業者の名称　＊申込順

③　全提案事業者の評価点　＊評価点順 内容は①に同じ

④　最優秀提案事業者の選定理由　＊講評ポイント

⑤　選定委員会委員の氏名及び選任理由

 ⑥　その他　（最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

（４）審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

　　ア　選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。

　　イ　他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。

ウ　事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。

　　エ　応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。

　オ　その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

**８　契約手続きについて**

（１）契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。

（２）契約金額の支払いについては、精算払いとします。

（３）契約に際して、暴力団排除措置規則第８条第１項に規定する誓約書（様式8）を提出いただき

　　ます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。

（４）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、

暴力団排除措置規則第３条第１項に規定する入札参加除外者、同規則第９条第１項に規定する誓

約書違反者又は同規則第３条第１項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結

しません。

（５）契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、

次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがあります。

ア　大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号

に掲げる措置要件に該当する者

イ　府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受け

た者

（６）契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の５以上の額の契約保証金を納付

しなければなりません。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア　国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額によ

る。

イ　政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の８割に相当する金額による。

ウ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第３条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。

エ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。

この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。

オ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。

この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。

カ　銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。

（７）（６）の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除

します。

ア　この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、

契約金額の100分の５以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険

契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない｡

イ　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第３号に該当する場合における

契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二

条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、

地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と

同種類及び同規模（当該契約金額の７割以上）の契約履行実績が過去２年間で２件以上ある場合

で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ　大阪府財務規則第68条第６号に該当する場合。

**９　その他**

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募

提案・見積心得（以下のホームページからご覧いただけます。）、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html>